

景観保全型広告整備地区基本方針の概要

～「板倉ニュータウン地区」～

はじめに

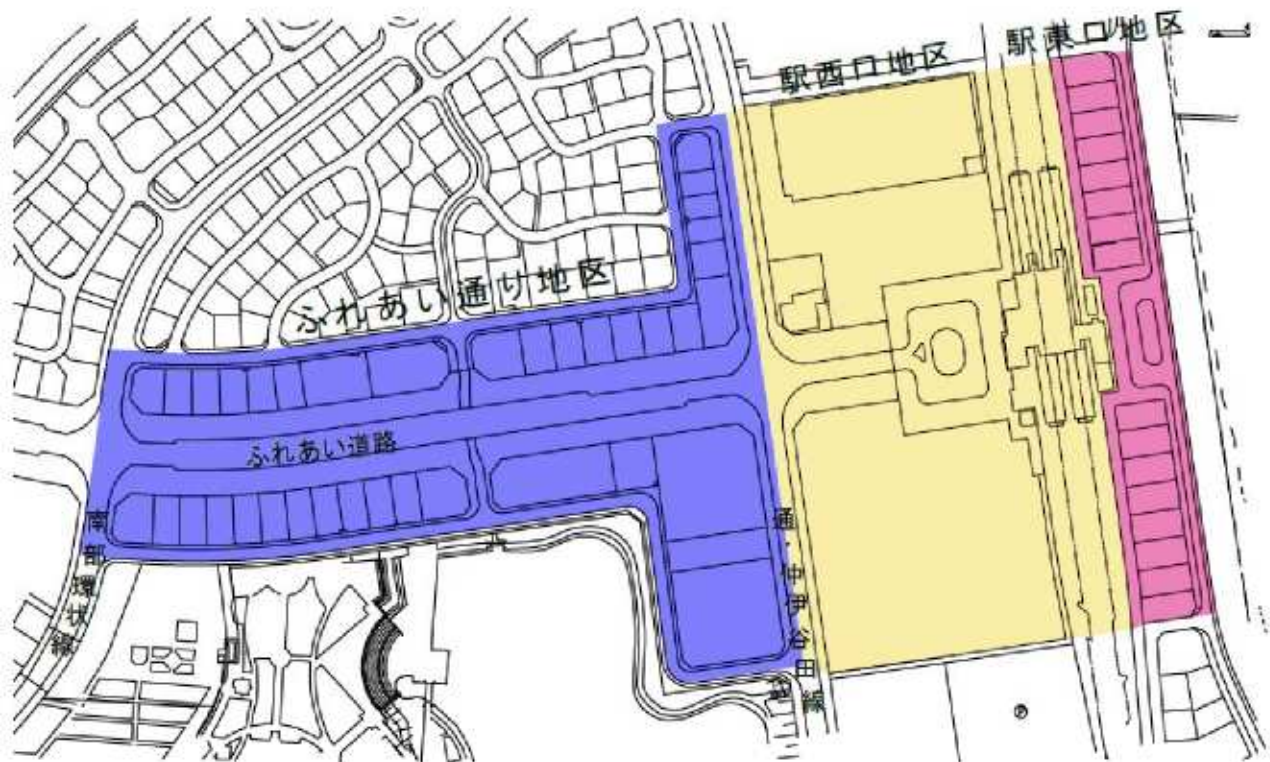
駅前通りは住民の重要な生活空間であり、板倉ニュータウンの景観を決定づける重要な軸であります。その中で特に屋外広告物は、その地区の景観を構成する重要な要素となります。このことから、東武日光線板倉東洋大前駅周辺やふれあい通り沿線の商店街に群馬県屋外広告物条例に基づく景観保全型広告物整備地区「板倉ニュータウン広告物整備地区」を設定し、周囲の景観と調和のとれた魅力的なまち創りを目指します。

皆さまのご協力をお願いいたします。

3つの基本コンセプト

1. 板倉町の玄関口にふさわしい「文化のかをり」と「にぎわい」を演出する景観形成
2. 都市景観の軸としての駅前通りの景観形成
3. 周囲の豊かな自然と「親和」する景観形成

板倉ニュータウン広告整備地区区域



個性を持った3つの顔

基本コンセプトに基づき、土地利用の計画に応じた3つの地区に区分しました。

1 商業の拠点・ニュータウンの顔として、若さや活気、都市的なにぎわいを演出する。
駅西口地区

2 周辺の自然や、住宅街との調和を演出する。
ふれあい通り地区

3 繁華街としてのにぎわいを演出する。
駅東口地区

これらの演出を実現するため、
屋外広告物の掲出基準(共通基準+地区別基準)を定めました。

屋外広告物の掲出基準のあらまし

周囲との調和を目的とした「板倉ニュータウン広告物整備地区」の共通の屋外広告物掲出基準は次のとおりです。

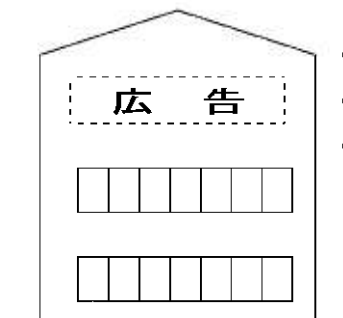
共通基準

1. 自家用広告物以外は表示できません。(リース等は不可)
2. 屋上広告物・はり紙・はり札は表示できません。
3. まち並みや周辺環境と調和するよう、ケバケバしい色彩を避け、最小限の規模で簡潔な表示内容の質の高いデザインとして下さい。
4. 安全面や美観面での細やかで継続的な維持管理をお願いします。

そして、用途ごとに個性豊かなまち並みが形成されるよう、それぞれの地区に応じたきめの細かな地区別の屋外広告物掲出基準は次のとおりです。

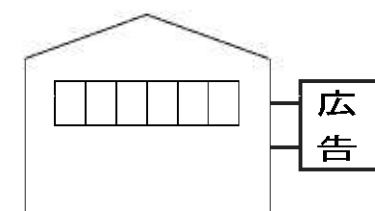
1 駅西口地区

① 壁面広告物（窓内側の広告物についても、壁面広告物と同様とします。）



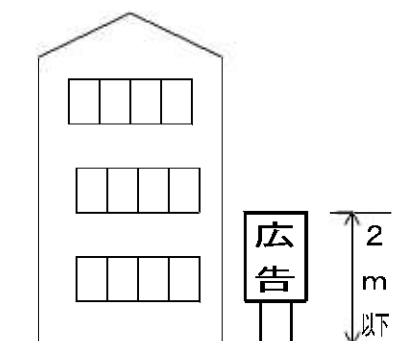
- ・表示可能な位置：道路に面した壁面に限ります。
- ・表示可能な面積：1壁面当たり、その壁面の1/5以下として下さい。
- ・意匠その他：複数の場合は、集合化して下さい。
可能な限り切り文字を採用して下さい。
壁面からはみ出したり浮いたりする形状（オブジェ等）、ネオン管その他点滅照明は表示できません。

② 突出広告物



✕ 表示できません

③ 広告板・広告塔物



- ・表示可能な規模等：
 - 原則として個数については一敷地内の事業所等の数以下（敷地面積2,500㎡以上の場合、3個まで設置可能）、高さ2m以下、1面の表示面積10㎡以下で合計面積20㎡以下として下さい。
- ・意匠その他：
 - 原則として長方形の形状として下さい。
 - ネオン管その他点滅照明は表示できません。
- ・出入口の誘導看板等：
 - 高さ1.5m以下、1面の表示面積1㎡未満の物を必要最小限の範囲で別途設置することができます。

敷地面積などによる特例

町道通・仲伊谷田線に接する敷地で面積に応じ次の規模の物を1個設置することができます。ただし、ふれあい通りから7m以内の区域を除きます。

敷地面積	高さの最大値	面の最大面積	合計面積の最大値
800㎡～3,500㎡未満	8m	10㎡	20㎡
3,500㎡以上	12m	15㎡	30㎡

④ 立看板

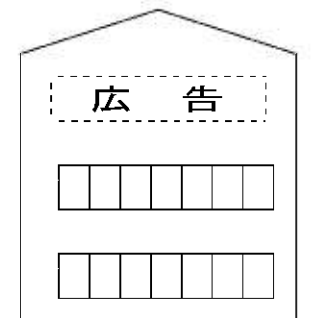
- ・表示可能な規模：高さ1.8m以下、巾0.9m以下として下さい。

⑤ のぼり旗

- ・表示可能な位置：通・仲伊谷田線、ふれあい通り、コミュニティ道路、南部環状線に面した位置に限ります。
- ・表示可能な規模等：高さ1.8m以下・巾0.9m以下とし、2本以上表示する場合は間隔を5m以上あけて下さい。ただし、同じ敷地内に複数の事業所がある場合、事業所の数以下であれば5m間隔をとらずに設置することができます。

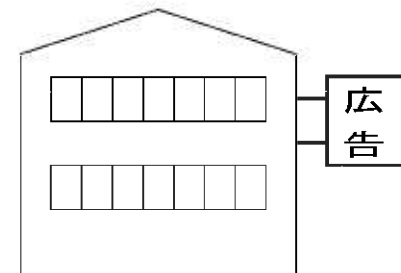
2 ふれあい通り地区

① 壁面広告物（窓内側の広告物についても、壁面広告物と同様とします。）



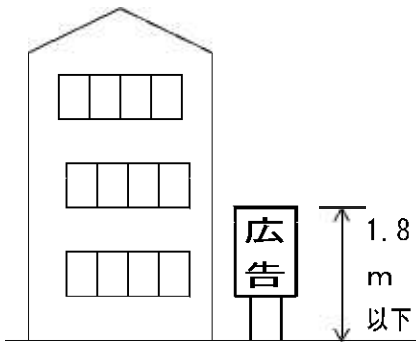
- ・表示可能な位置：道路に面した壁面に限ります。
- ・表示可能な面積：1壁面当たり、その壁面の1/5以下として下さい。
- ・意匠その他：複数の場合は、集合化して下さい。
可能な限り切り文字を採用して下さい。
壁面からはみ出したり浮いたりする形状(オブジェ等)、ネオン管その他点滅照明は表示できません。

② 突出広告物



× 表示できません

③ 広告板・広告塔物



・表示可能な規模等 :

原則として個数については一敷地内の事業所等の数以下（敷地面積 $2,500\text{m}^2$ 以上の場合は、3個まで設置可能）、高さ 1.8m 以下、1面の表示面積 2m^2 以下で合計面積 4m^2 以下として下さい。

・意匠その他 :

原則として長方形の形状として下さい。
ネオン管その他点滅照明は表示できません。

・出入口の誘導看板等 :

高さ 1.5m 以下、1面の表示面積 1m^2 未満の物を必要最小限の範囲で別途設置することができます。

敷地面積などによる特例

通・仲伊谷田線、コミュニティ道路、南部環状線に接する敷地で敷地面積が 800m^2 以上の場合は、高さ 8m 以下で1面 10m^2 以下かつ合計面積 20m^2 以下の物を1個設置することができます。ただし、ふれあい通りから 7m 以内の区域を除きます。

④ 立看板

・表示可能な規模 : 1面 1m^2 未満として下さい。

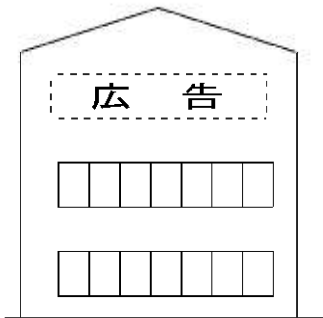
⑤ のぼり旗

・表示可能な位置 : 通・仲伊谷田線、ふれあい通り、コミュニティ道路、南部環状線に面した位置に限ります。

・表示可能な規模等 : 高さ 1.8m 以下・巾 0.9m 以下とし、2本以上表示する場合は間隔を 5m 以上あけて下さい。ただし、同じ敷地内に複数の事業所がある場合、事業所の数以下であれば 5m 間隔をとらずに設置することができます。

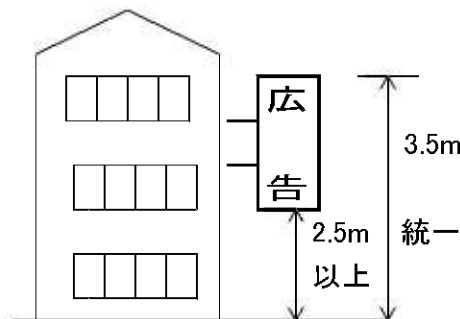
3 駅東口地区

① 壁面広告物（窓内側の広告物についても、壁面広告物と同様とします。）



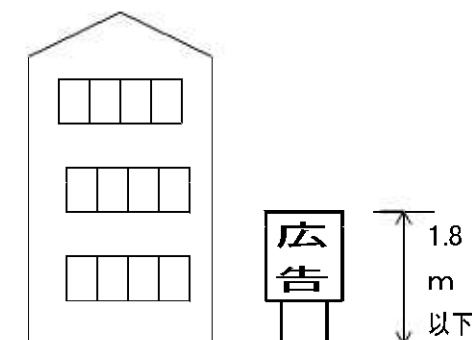
- ・表示可能な位置：道路に面した壁面に限ります。
- ・表示可能な面積：1壁面当たり、その壁面の1/5以下として下さい。
- ・意匠その他：複数の場合は、集合化して下さい。照明は、必要最小限度とし意匠は建物用途と調和したものにして下さい。壁面からはみ出したり浮いたりする形状（オブジェ等）は表示できません。

② 突出広告物



- ・表示可能な位置：上端の高さは3.5mに統一し、下端の高さは2.5m以上として、道路と直交させ、道路境界よりはみ出さないで下さい。
- ・表示可能な個数等：表示面は2面以下で1建物あたり1個として下さい。
- ・意匠その他：原則として長方形の形状とし照明は必要最小限として下さい。

③ 広告板・広告塔物



- ・表示可能な規模等：原則として個数については一敷地内の事業所等の数以下、高さ1.8m以下、1面の表示面積 2m^2 以下で合計面積 4m^2 以下として下さい。
- ・意匠その他：原則として長方形の形状とし、照明は必要最小限として下さい。
- ・出入口の誘導看板等：高さ1.5m以下、1面の表示面積 1m^2 未満の物を必要最小限の範囲で別途設置することができます。

敷地面積などによる特例

敷地面積が800㎡以上の場合は、敷地面積に応じ次の規模の物を1個設置することができます。ただし、ふれあい通りから7m以内の区域を除きます。

敷地面積	高さの最大値	面の最大面積	合計面積の最大値
800㎡～3,500㎡未満	8m	10㎡	20㎡
3,500㎡以上	12m	15㎡	30㎡

④ 立看板

・表示可能な規模：高さ1.8m以下、巾0.9m以下として下さい。

⑤ のぼり旗

・表示可能な位置：道路に面した位置に限ります。

・表示可能な規模等：高さ1.8m以下・巾0.9m以下とし、2本以上表示する場合は間隔を5m以上あけて下さい。ただし、同じ敷地内に複数の事業所がある場合、事業所の数以下であれば5m間隔をとらずに設置することができます。

その他必要な事項

- 1) この地域において、1面の表示面積が1㎡以上の広告物等を表示や設置する場合は屋外広告物届が必要です。下記提出先へ届け出をお願いいたします。
- 2) 屋外広告物届のほかに群馬県屋外広告物条例に基づく知事の許可が必要になる場合がありますので、館林土木事務所へご確認ください。
- 3) この基本方針に定めのない事項については、館林土木事務所へご確認のうえ、群馬県屋外広告物条例（昭和39年群馬県条例第81号）及び同施行規則（昭和44年群馬県規則第33号）で定める基準に従ってください。

お問い合わせ先：館林土木事務所（TEL:0276-72-4355）

—— 屋外広告物届の提出先・問合せ先 ——

板倉町役場 都市建設課 計画管理係

〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2067

TEL:0276-82-1111

屋 外 広 告 物 届	
平成 年 月 日	
板倉町長 栗 原 実 様	
申請者 住所 氏名 印	
次 の と お り 表 示 設 置 し ま す 。	
1. 広告物等の種類 及び概要	
2. 表示(設置) 個(枚)数	
3. 表示(設置) 面 積	1面 合計
4. 表示(設置) 場 所	板倉町朝日野 丁目 (地区名:)
5. 表示(設置) 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
6. 施行者 住所氏名	
7. 工作物 確 認	平成 年 月 日 第 号
注 1 出願者は、届け出をしようとする広告物等の法的な責任者となりますから、広告主が申請すること。 注 2 表示(設置)期間については、3年を超えることは出来ない。期間を経過した場合、再度届け出を実施すること。 注 3 届出については、表示場所位置図・デザイン図(着色)・設計図等概要の確認できる図面を添付すること。	受 付 平成 年 月 日 番号 第 号

代理人

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :